

## インターネットで確定申告を! 大西町長が「e-Tax(イータックス)」を体験



インターネットを利用して、所得税の確定申告ができる「e-Tax」(国税電子申告・納税システム)の利用促進を図るため、大西町長が同システムを利用し、デモ申告を体験しました。

「e-Tax」は、税務署に行かなくても自宅や職場から国税の申告や納税の手続きが可能で、主なメリットとして、医療費控除の領収書や生命保険料控除証明書などの添付書類の提出が省略できるほか、e-Taxで申告された還付申告は早期処理される(3週間程度に短縮)など、大変便利なシステムです。ぜひご利用ください。

### 【e-Taxを利用するには?】

#### 1 電子証明書の取得

e-Taxで申告などを行う際には、申告書などのデータに電子署名を行う必要がありますので、事前に電子証明書を取得してください。個人の方は、黒潮町役場の住基担当窓口で「住民基本台帳カード」を取得し、次に「公的個人認証サービス」に基づく電子証明書を取得してください。詳しくは、黒潮町役場住民課住基戸籍係(☎43-2800)または、地域住民課総合窓口第2係(☎55-3111)までお尋ねください。(手数料は1,000円です。)

※税理士が税務書類(データ)を作成し、納税者に代わって送信する場合には、納税者本人の電子証明書を省略できます。

※平成23年分の所得税の確定申告書を、本人の電子署名および電子証明書を付して、申告期限内にe-Taxで行うと、最高4,000円(平成24年分については、最高3,000円)の税額控除を受けることができます。(平成19年分から24年分の間でいずれか1回。)

#### 2 ICカードリーダライタの購入

「住民基本台帳カード」に格納されている電子証明書を利用するためには、ICカードリーダライタが必要です。なお、ICカードリーダライタは、「公的個人認証サービス」の仕様にあったものを確認の上、家電量販店やインターネット販売などでお求めください。(費用がかかります。)

#### 3 電子証明書などの登録(初期登録)

国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)の「確定申告書等作成コーナー」から利用者識別番号を取得し、電子証明書などを初期登録してください。引き続き、申告書などのデータを作成し、作成した申告データをe-Taxへ送信して電子申告をすることができます。

※詳しくは、e-Taxホームページ(<http://www.e-tax.nta.go.jp>)をご覧ください。

### ◆にせ税理士行為にご用心

税理士または税理士法人でない者が、税務署などに提出する申告書や申請書の作成などの業務を行うことを「にせ税理士行為」といい、無償であっても法律によって罰せられます。

このような者に税務代理や税務書類の作成などを依頼したために、不当な報酬を要求されたり、不測の損害を被った例が少なくありませんので、十分ご注意ください。

【バッジの確認を忘れずに!】

税理士は、税理士法人に属する税理士も含めて、すべて税理士票(身分証明書)を持ち、税理士バッジを着けています。

問 中村税務署

☎ 35-2135

※ご利用できる時間は午前8時30分から午後5時までです。

※電話による一般的な相談は、電話相談センター(右記)で税理士や税務相談官などが承ります。音声案内に従って、確定申告に関する相談は0番を、その他の相談は1番を押してください